

令和7年9月

当座勘定規定改正のお知らせ

各 位

兵庫県信用組合

当組合は、「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、払戻請求書（出金票）による当座預金払戻しの取扱いを開始します。

つきましては、下記のとおり、当座勘定規定を改正することになりましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正日

令和 7年10月 1日（水）

2. 改正する規定

当座勘定規定

3. 改正内容

払戻請求書による当座預金の払戻しの開始

詳細については、当組合ホームページに掲載の当座勘定規定をご参照いただくか、窓口にて同規定をお渡しいたしますので、お申出ください。

4. 当座預金払戻請求書のご利用について

(1) 入手方法

当組合支店の窓口にてお申付けください。

(2) 利用方法

当組合支店で自社（自身）の払戻しにご利用いただけます。

※小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。

当座預金払戻請求書に日付・口座番号・金額を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、窓口にご提出ください。

なお、当組合所定の本人確認書類の提示等を求めることがありますのでご了承ください。